七郷中学校

生徒生活心得



七郷の美しい風景は 私たちが創造する!

年 組 氏名

教育目標

自主・連帯・規律の精神を培い、心身共に健康で 人間性豊かな生徒の育成

目指す生徒像・校訓

1	自ら学習し、自ら考え、進んで行動する生徒	• •	•	• 自主			
2	思いやりを持って、互いに助け合い、進んで奉仕する生徒	• •	•	・連帯			
3	礼儀と基本的生活習慣を身に付け、節度ある生徒	• •	•	・規律			
学年目標							
学級目標							

わたしたちの約束

I 生活の目標

学校生活を、民主的で楽しいものにするためには学習・生活の目標として(1)自主(2)連帯(3) 規律という本校の「めざす生徒像」を意識し、立派な中学生になるように努めましょう。

(1) 自主

「自主」とは自分で考え、自分の力で行動することです。学習や部活動をはじめとする学校生活 に進んで参加していくことを言います。

(2) 連帯

「連帯」とは仲間が仲良く力を合わせ、励まし合い、一つになって頑張りぬくことを言います。

(3) 規律

「規律」とはいろいろな約束やルールを守り、他人に迷惑をかけずきちんとした生活をすることを言います。

Ⅱ 校内の生活では

1 一日の生活

- (1)学校での生活は8時25分に始まります。8時20分までに登校するように心がけましょう。 欠席等の連絡は8時10分までに本人からではなく、家の人からしてもらうこと。また早退する場合は必ず担任か学年の先生に報告し、指示を受けるようにしましょう。事前に欠席・早退・遅刻等がわかっている場合は、あらかじめ学校に連絡をしておきましょう。
- (2) 部活動終了時刻は8ページに定めています。下校途中は、買い食いや寄り道などをせず、早く帰宅しましょう。

2 学習

学校生活の中心は「学習」です。進んで予習し、授業に真剣に臨み、疑問点はそのままにして おかないようにしましょう。また、進んで復習し、課題等は忘れずにやっておきましょう。

- (1) チャイムで着席し、学習に向けて心を整えましょう。
- (2)授業の始めと終わりの礼は、しっかりと行い「けじめ」をつけましょう。
- (3) 教科の忘れ物があった場合, 教科担任の先生に申し出ましょう。
- (4) 授業中は私語をつつしみ、学習内容を理解することに努めましょう。
- (5) 授業が終了したら次の教科の準備を行い、休憩に入りましょう。

3 服装

きちんとした服装を心掛けましょう。名札をいつも付け、上ぐつは指定のものをはきます。外 ぐつは、動きやすい運動靴とします。 記名し、かかとをつぶさないようにはきましょう。

(1) 男子

黒の学生服で、標準型とします。変形型の学生服・ズボンは認めません。白ワイシャツを着用し、夏服のインナーは、指定の白・紺の T シャツ又は、白のワンポイントの T シャツとします。ベルトは目立たない黒茶系のものとします。極端に幅の広いものや狭いもの、二つ穴ベルトのようにデザイン性の高いものは着用してはいけません。防寒着として、セーター、カーディガンを着用する場合、色は黒・紺・グレーとし、セーターはVネックとします。靴下は白、黒、紺、グレーとし、ワンポイントまで可とします。短ソックスも可。

(2) 女子

紺の奨励服となります。ブラウスは白の丸えりで、指定のリボンを結びます。防寒着として、セーター、カーディガンを着用する場合、色は黒・紺・グレーとし、セーターはVネックとします。ベストは季節に合わせて着用してください。スカートの丈は膝(ひざ)がかくれる程度とします。靴下は白、黒、紺、グレーとし、ワンポイントまで可とします。短ソックスも可。

4 頭髪

男子は、髪が目・耳・えりにかからないようにしましょう。

女子は、髪が肩にかかる場合、体育の授業や部活動では、運動にさしつかえないよう止めたり、結んだりしましょう。ヘアピンやヘアゴムは黒・茶・紺などの目立たないものを用いましょう。男女ともに染色・パーマなどは認めていません。また、髪飾りや整髪料(ワックス等)の使用も認めません。

5 カバン

学校指定のもの。落書きをしてはいけません。余計なバッジ等は安全のために付けないようにしましょう。また、安全のために片側に掛けず、両肩に掛けて使用します。

6 運動着

学校指定のもの。Tシャツは白のワンポイントを認めます。腕や足のそでをわざと切ったり、穴をあけたりするようなことをしてはいけません。

7 スポーツバッグ

特に指定はありません。運動着などを入れ、教科書等は指定カバンに入れるようにしま しょう。また、落書きをしてはいけません。指定カバンと同様、余計なバッジ等は安全のた め付けないようにしましょう。

8 防寒着

オーバーコート・ウインドブレーカー等、特に指定はありませんが、色・柄(がら)は派 手なものでないこと。

女子のタイツの着用を認めます。色はベージュ・黒・紺とします。防寒用のインナーは、 目立たないように白を原則(黒・紺・グレーも可)とし、袖・襟からはみ出さないように着 用しましょう。

9 その他

- (1) 生徒証明書は普段から携帯するようにしましょう。
- (2) 化粧・マニュキュア・ピアス・指輪・カラーコンタクトレンズ等の装飾は認めません。

Ⅲ礼儀

1 挨拶(あいさつ)

生徒会で行う「朝のあいさつ運動」や「小中合同ゴミ拾い運動」に意欲を持って参加 し、友達や先生、来校してきた方々、地域の方々に笑顔で元気に挨拶しましょう。

2 言葉づかい

ていねいで正しい言葉を使いましょう。

IV 校舎・施設に対して

- 1 校舎・施設は大切に扱い、壊したり落書きしたりしてはいけません。故意に、あるいは 遊びでの破損は基本的に弁償することになります。丁寧に使用しましょう。
- 2 万が一破損してしまった場合はすぐに先生に申し出てください。

V 自転車通学

七郷中学校区は交通量が年々増加している傾向があります。毎年,登下校時や塾の行き帰りなどで接触事故が何件かあります。最近は大型トラックも増え、大きな事故につながりかねません。したがって自転車通学を申請したい場合は、通学許可区域に住んでいる人の中で、交通ルールや学校との約束が守れる人であることが条件となります。

1 自転車通学を申請できる生徒

- (1) 七郷中学校から半径1.5㎞の円を描いた外側の地区に住んでいる生徒
- (2)藤田地区,仙台東部道路以東の地区に住んでいる生徒(街頭等の防犯上の理由)
- (3) その他特別の理由により、校長が認めた場合

*現在の申請可能地区については H30 年度に PTA 役員で議論し、決定された経緯があります。



2 自転車通学を許可された場合の約束

- (1)登録ステッカー(110円)を後方から確実に見える所(反射板の上)に付けること。
- (2) ヘルメットを必ず着用すること。(「SG マーク認証」のもの)
- (3) 交通規則を守り、次の禁止事項は絶対にしないこと。
- ・二人乗り ・並列進行 ・スピードの出しすぎ ・急な左折右折 ・無灯火
- ・右側進行 ・手放し片手運転 ・荷台でない所に荷物をのせる ・整備不良
- ・傘さし運転 ・スマホいじりながら運転 ・イヤホンの着用
- (4) 自転車は定められた場所に登録ステッカーが見えるように整頓して並べること。
- (5) 自転車利用生徒が被保険者となる損害賠償保険等に加入していること。

3 自転車通学が取り消される場合

- (1) 申請できない地区へ転居した場合
- (2) 守るべきルールが守られない場合

4 自転車通学申請の流れ

4月初旬「自転車通学申請用紙」を配布します。



保護者に記入してもらい、担任へ提出します。

*自転車は前記1にある地区に住んでいる生徒が対象です。ステッカー**110**円の購入が必要となります。



ステッカーが配布されたら、自転車の反射板の上の位置に貼り付けます。



*1年生は、ステッカーの配付まで時間が掛かります。ステッカーが配付される前に自転車 通学したい場合は、担任に申し出てください。

5 自転車置き場について

- (1) 西門側の駐輪場に置きます。はみださず、整然と並べましょう。
- (2) 休日や長期休業期間中の部活動などで来校する際も、平日と同じように自分のクラスの駐輪場を利用しましょう。(平成30年度追記)

6 許可の停止・取り消しについて

- (1) 次の事項に該当する場合は、1週間程度の自転車通学停止とします。
 - ① 2自転車通学を許可された場合の約束の(3)の禁止事項を破った場合
 - ② 正当な理由なく検査を受けない場合
 - ③ ヘルメットを着用しない場合
 - ④ 自賠責保険に加入していない場合(加入するまで停止とします)
- (2) 停止を何度も繰り返す時は許可を取り消します。

7 その他

- ・登校後,自転車には鍵をかけましょう。ヘルメットは自転車のかごに入れるなど各自で 管理しましょう。
- ・平成 30 年度まで認めていた「臨時自転車」制度については、周辺地域の交通量増加による 自転車の交通事故防止の観点、仙台市の部活動方針により活動終了時刻が早くなるという観 点から、平成 30 年度の PTA 役員会で議論し、平成 31 年度より廃止となりました。

VI 校内生活の約束

1 休憩時間の過ごし方について

(1)業間の休憩時間は、次時の準備の時間です。屋外に出て遊ぶことはできません。チャイムと同時に授業が始められるように、チャイム前着席を心がけましょう。

特別教室への移動は休憩時間に完了するようにしましょう。校舎内でのボールの使用 は危険なので認めません。また、集会時の移動は、静かに素早く行いましょう。

(2) 昼休みの時間には、校庭に出て運動することができます。ただし、体育館周辺や駐車場で遊んではいけません。

2 土足について

冬季期間中のみ、灯油担当の生徒が、油庫まで上履きで通行することを許可します。

3 給食について

当番の生徒はすばやく給食着に着替え、手を洗い、配膳室に向かいましょう。他の生徒は 手洗いが済んだら、着席して配膳の準備が出来るまで待っていましょう。

下膳は、給食終了後のチャイムを合図に始めましょう。

4 清掃について

- (1) 昼休みまでに全員運動着に着替えます。外掃除については、寒い場合防寒着を着用しても構いません。
- (2) 20分間は清掃の時間です。自分の分担区域が終了したら担当の先生に報告し、反省会を行います。

5 下校について

- (1) 部活動終了後は速やかに下校すること。長話をして遅くならないようにしましょう。
- (2) 不審者対策として、できるだけ集団下校を心掛けましょう。

6 その他

(1) 職員室への入室について

職員室の先生に用事がある時には、ドアをノックし、「失礼します。○年○組の○○○です。○○○先生に用があって来ました」と先生を呼び、入口で待ちましょう。また、職員室を出るときには、「失礼しました」と挨拶しましょう。(平成30年度変更)

(2) 部活動ごとの昼食のとり方

授業 (学校の活動) があり、学校給食がなく部活動単位で昼食をとるときは各部の割り 当てられた教室でとります。菓子類やジュース類は認めていません。ごみは持ち帰りで す。指定された時間を守りましょう。

(3) 水分補給

水やお茶、スポーツドリンクは普段から持ってくることができます。水筒やペットボトルなどに入れて持ってきます。ただし、カン・ビン類は認めていません。持ってきた水分を補給できる時間は休み時間と部活動時とします。

(4) 荷物の管理

部活動の際,荷物(カバン等)は活動場所に持って行き,教室内に置いておくことのないようにしましょう。

(5) 生徒の通用門

東門(武道場前)と西門(部室側)の使用を原則とします。基本的に正門(駐車場入口)は、安全上利用しないようにしましょう。休日の部活動などで正門を利用する場合は、車両に注意しましょう。

(6) 放課後の諸活動

放課後, 用があって残る場合は, 担当の先生に伝えてから活動するようにしましょう。

(7) 新校舎側のベランダ

非常時のためのものであって遊び場ではありません。許可なく利用してはいけません。

(8) 他学年, 他学級への出入り

原則として出入りは認めません。必要があるときは、在室の先生の許可を得ましょう。

(9) 教科連絡

午後に出張がある先生もいるので、昼休みまでに教科担当の先生に聞いておきましょう。(帰りの会の時間には行かないようにしましょう)

(10) 運動着

朝の会には制服でのぞみます。体育等で着替えた場合は、運動着のまま過ごしてかまいません。着替える機会がない場合、原則として昼休みに着替えます。

(11) 貴重品の管理

私物には全て記名し、管理を徹底しましょう。必要がある際は、担任の先生に預けましょう。

(12) 携帯電話

携帯電話は学校には持ってきてはいけません。特別の理由がある時は、保護者が校長に 許可申請書を提出し、許可を受ける必要があります。許可申請書が欲しい場合は、担任の 先生に申し出てください。

VII 部活動

1 活動時間

期間	平日	土曜日・日曜日・祝日
4月~10月	18:00終了	*顧問の指示による
	18:10完全下校	*原則として、土日のどちらかは練習を休みとする。
11月・1月	17:30終了	*土日両日活動した場合は、前後の土曜日、日曜日
~3月	17:40完全下校	に休養日を設ける。
12月	17:00終了	*体育館、校庭の使用時間のローテーションは別表
	17:10完全下校	を作成する。

- *中総体,新人大会,春季大会など中体連が主催・共催する大会等の1ヶ月前は各期間の活動終了時刻から30分の延長が可能。ただし,延長が可能な期間(ハイシーズン)の設定は年間3回までとする。
- *中総体前の短縮授業期間については活動終了(17:30)から1時間の延長が可能とし、 18:30終了,18:40完全下校とする。

₩ 校外生活

1 交通ルールを守り、自転車・徒歩にかかわらず周囲に迷惑をかけないようにしましょう。自転車の並進は危険なのでやめましょう。

※万が一,交通事故に遭ってしまった場合,事故の大きさや痛みの有無にかかわらず、相手の氏名,連絡先を聞き、警察に連絡してもらうようにしてください。また、すぐに学校にも連絡してください。絶対に「大丈夫です」で済ませることがないようにしましょう。

- 2 公共の施設を大切にし、積極的に地域清掃などを行いましょう。
- 3 外出の際は生徒証明書を持参し、家の人に行き先や帰宅時間を知らせましょう。
- 4 河川や海など「立ち入り禁止区域」には入ってはいけません。特に大沼,赤沼周辺には 危険箇所がたくさんあります。危険箇所の立て看板が立てられているところには入ら ないようにしましょう。

- 5 ゲームセンター・カラオケボックス・インターネットカフェ等への入店は、子ども同士では禁止とします。保護者同伴で利用する場合は、保護者の責任において健全に利用するようにしてください。ナイター観戦などについても保護者同伴とします。夜釣りは危険がともなうので、保護者同伴でも行ってはいけません。
- 6 携帯電話 (スマホ) やパソコンの使い方に注意しましょう。被害やトラブルの原因になります。また、SNS 上にで個人を傷つけるような書き込みもしてはいけません。LINE・ツイッター、インスタグラム等への書き込みは、不特定多数の人が見ているということを自覚し、特に個人情報の書き込みはしないようにしましょう。氏名、学校名、顔写真、学校ジャージや制服・ユニフォームなど学校名が特定できるものを着用している写真などは特に注意してください。
- 7 夏・冬・春休みは計画的に過ごしましょう。事前指導をよく聞き、注意事項を守りましょう。
- 8 不審者と出会った場合,「助けて!」と大きな声を出し近くの家や店に逃げて,被害を 防ぎましょう。また登下校時も防犯ブザーを携帯し,必要なとき鳴らせるようにしておく とよいでしょう。
- 9 家庭や地域で地震が発生した際には、身の安全を第一に考えて行動しましょう。

仙台市立七郷中学校 生 徒 会 会 則

第1章 総 則

- 第1条 本会は仙台市立七郷中学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は、仙台市立七郷中学校生徒で組織し、教職員が顧問として指導助言にあたる。
- 第3条 本会は、民主的な自治活動を盛んにするとともに、会員が相互の親睦と学校生活の充実・向上を はかり、心身ともに健全な七郷中生となることを目的とする。

第2章 執行部役員

- 第4条 本会の役員および任期は次のとおりとする。
 - (1) 会長1名、1年副会長1名,2年副会長2名,総務7名(平成30年度改正)
 - (2) 役員の任期は、11月から翌年の10月末日までの1年間とする。
- 第5条 役員の選出および時期は次のとおりとする。
 - (1) 会長と副会長は選挙管理規定によって選出され、総務は会長が指名し、校長が委嘱する。
 - (2) 選出時期は10月とする。
- 第6条 役員の任務は次のとおりとする。
 - (1) 会長は生徒会を代表するとともに、会務をまとめ会の運営にあたる。
 - (2) 副会長は会長を助け、会長に事故あるときはその任務をかわって行う。
 - (3) 総務は書記・会計・その他の会の仕事を分担する。

第3章 機 関

第7条 本会は目的達成のために次の機関をおく。

(1) 生徒総会

(2) 生徒評議会

(3) 生徒会執行部

(4) 学年委員会

(5) 専門委員会

(6) 部活動委員会

(7) 選挙管理委員会

(8) 地区生徒会

- 第8条 生徒総会は本会の最高議決機関であり定期総会は5月に開くものとし、会長が招集する。
 - 2 会長が必要と認めるときは、臨時に生徒総会を招集することができる。
 - 3 生徒評議会および全会員の5分の1以上要請があった場合は、会長は臨時総会を招集しなければ ならない。
 - 4 生徒総会は、会員の4分の3以上の出席がなければ、会を開き議決することができない。
 - 5 議長・副議長は生徒評議会の構成員の互選により選出され、生徒評議会の議長・副議長もかねる。
 - 6 議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
 - 7 生徒総会は次のことを行う。
 - (1) 予算の議決
- (2) 決算の承認
- (3) 役員の承認
- (4) 会則の改正
- (5) 生徒会の行事や活動の承認
- 第9条 生徒評議会は、本会の役員・学級委員・専門委員会の各委員長・部活動委員会の正副委員長で構成し、本会の目的達成のために必要な事項について、検討・承認・議決をすることができる。

- 2 生徒評議会は、毎月1回会長が招集するものとするが、会長が必要と認めたときおよび構成員の 4分の1以上の要請があった場合は、会長は臨時に招集しなければならない。
- 3 生徒評議会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ会を開き議決することができない。また、 議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 第10条 学年委員会は、各学級から選出された学級委員会の男女各1名の委員で構成する。ただし、生 徒会役員は委員となることができない。
 - 2 学年委員会は、全学年委員会と各学年委員会を開くことができ、学年委員会は専門委員会と同時に定例会を開くものとする。それぞれ委員長・副委員長・書記を互選し、次のことをおこなう。
 - (1) 生徒評議会に提出する議題の決定。
 - (2) 学年内および学年間の諸問題の解決。
 - (3) 学年の行事・活動の企画と運営。
- 第11条 専門委員会の各委員は、各学級から選出された男女各1名の委員で構成する。ただし、生徒会 役員は委員となることができない。
 - 2 各委員会は、委員長・副委員長・書記を互選し、次のことをおこなう。
 - (1) 校規委員会は、学校内外の生活規律に関することについては、企画と指導にあたる
 - (2) 図書委員会は、学校図書館の整備と貸し出し、購入図書の紹介など読書活動の充実をはかる。
 - (3) 保健委員会は、保健行事に協力するとともに保健衛生に関する企画と運営をおこない、保健衛生意識の向上につとめる。
 - (4) 給食委員会は、給食係の仕事について協力するとともに給食衣の管理にあたる。
 - (5) 報道委員会は、校内放送の計画と実施、放送機具の整備、掲示活動の計画と実施にあたる。
 - (6) 整美委員会は、教室内外の清掃美化と校内の緑化整備について、計画と運営をおこない、また、清掃のしかたや清掃用具の管理についての協力にあたる。
 - (7) 編集委員会は、生徒会誌・学校新聞・学校新聞の発行について、企画と運営にあたる。
- 第 12 条 部活動委員会は、各部から選出された1名(男女別の部はそれぞれ1名)の代表で構成する。 ただし、生徒会役員は委員になることができない。
 - 2 部活動委員会は、委員長・副委員長・書記を互選し、部活動についての企画と運営および各部の連絡調整にあたる。
- 第13条 選挙管理委員会は、各学級から選出された委員で構成する。ただし生徒会役員は委員になることができない
 - 2 選挙管理委員会は、委員長・副委員長・書記を互選し、会長、副会長選挙の企画と運営にあたる。 選挙管理規定は別に定める。
- 第14条 地区委員会は、各地区から選出された2名の代表で構成する。ただし、生徒会役員は、委員になることができない
 - 2 地区委員会は、委員長・副委員長を互選し、校外生活に関する企画と運営および各地区の連絡調整 にあたる。
- 第15条 総会・生徒評議会・各委員会には、顧問教師が出席し指導助言をすることができる。また、すべての議決事項は学校長の承認を得なければ実施することができない。

第4章 会 計

第16条 本会の経費は会費をもってあてる。会費は5月から2月までの10ヶ月に分納するものとする。

第5章 会則の改正

第17条 この会則の改正は、生徒評議会または会長によって発議され、総会で出席の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第5章 会則の改正

- 第18条 この会則は学校長の承認を得なければならない。
- 第19条 この会則は、昭和52年4月1日より効力を有する。

昭和59年11月一部改正

平成14年 6月一部改正

平成19年 6月一部改正

平成21年 4月一部改正

平成28年 4月一部改正

平成30年 5月一部改正

仙台市立七郷中学校生徒会 役 員 選 挙 管 理 規 定

- 第1条 この規定は、生徒会会則第5条に基づく生徒会役員の選挙が、公正におこなわれることを目的 とする。
- 第2条 生徒会役員選挙にあたっては、生徒会会則第13条に基づき選挙管理委員会を設置する。
- 第3条 選挙管理委員会は、目的達成のため次の事務を行う。
 - (1) 選挙日程の公示
- (2) 立候補の受付
- (3) 選挙運動の管理
- (4) 立会演説会の運営
- (5) 投票の管理
- (6) 開票
- (7) 開票結果の公表と当選の確認
- 第4条 公示は投票日の2週間前とし、立候補の届出は公示の日から5日間とする。
- 第5条 立候補者は、生徒20名以上の推薦母体と担当教師の認め印をもって、所定の届け出用紙に必要事項を記入し、選挙管理委員長に届けなければならない。ただし、会長に立候補できるのは2年生に限る。
- 第6条 選挙運動は届出後に開始することができる。ただし、選挙管理委員会が望ましくないと認めた 運動は、停止を命ずることができる。
- 第7条 投票は選挙管理委員の立会いのもとにおこなわなければならない。
- 第8条 開票は即日おこない、その結果は選挙管理委員長が公表しなければならない。
- 第9条 当選者は、会長・1学年副会長においてはそれぞれの立候補者の中で最高得票を得た者とする。 2学年副会長においては、得票数が多いもの2名を当選者とする。得票数が同数になった場合 は、決選投票を行う。

付則1 この規定は、昭和52年4月1日より効力を有する。

平成29年 5月一部改正 平成30年 5月一部改正

七郷中学校生徒会組織

